



長野県報

6月30日(月)
平成15年
(2003年)
第1469号

目 次

規則

健康増進法施行細則の公布（保健予防課）	1
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の公布（森林保全課）	6
長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則（総務課）	26

告示

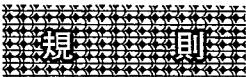
職場適応訓練委託要綱の一部改正（産業活性化・雇用創出推進局）	26
信州林業担い手グローリングアップ事業補助金交付要綱の制定（林業振興課）	26
道路の供用開始（2件）（道路維持課）	27
道路の区域変更（道路維持課）	27
政治資金規正法に基づく政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出をすることができない団体（選挙管理委員会）	27

公 告

一般競争入札（2件）（管財課）	28
平成16年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生の募集（医務課）	32
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（4件）（生活文化課NPO活動推進室）	33
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（3件）（生活文化課NPO活動推進室）	34
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書及び添付書類の縦覧（産業振興課）	34
都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの縦覧（2件）（都市計画課）	35
一般競争入札（自律教育課）	35
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活保安課）	36

正誤

正誤（農政課）	37
---------	----



健康増進法施行細則をここに公布します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中 康夫

長野県規則第41号

健康増進法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（特定給食施設の届出）

第2条 法第20条第1項の規定による届出は、特定給食施設設置届出書（様式第1号）により行うものとする。

2 法第20条第2項前段の規定による届出は、特定給食施設変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

3 法第20条第2項後段の規定による届出は、特定給食施設事業廃止（休止）届出書（様式第3号）により行うものとする。

（事業の再開の届出）

第3条 法第20条第2項の規定により事業の休止を届け出た同条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）の設置

者が当該休止を届け出た事業を再開したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定給食施設の台帳の作成)

第4条 知事は、法第20条及び前条の規定による届出に基づき、特定給食施設について台帳を作成するものとする。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定の取消し)

第5条 知事は、法第21条第1項の規定により特別の栄養管理が必要なものとして指定した特定給食施設が健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第7条各号に該当しなくなったときは、その指定を取り消すものとする。

(報告)

第6条 特定給食施設の設置者は、毎年、11月1日から同月30日までの間に供給した食事の内容及び11月1日における職員について、供給した食事の熱量及び栄養成分量、管理栄養士の数その他知事が別に定める事項を記載した報告書を作成し、翌年の1月15日までに知事に提出しなければならない。

(書類の経由等)

第7条 法又はこの規則の規定に基づき厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、施設等の所在地を管轄する保健所の長を経由しなければならない。

2 前項の書類は、法第26条第2項の規定により提出する場合にあっては、正副2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(栄養改善法施行細則の廃止)

2 栄養改善法施行細則(昭和27年長野県規則第109号)は、廃止する。

(事務処理規則の一部改正)

3 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の14の(16)を次のように改める。

(16) 健康増進に関する事項

ア 健康増進法(平成14年法律第103号)の規定に基づく次の事項

(ア) 第11条第1項の規定による調査世帯の指定

(イ) 第20条第1項の規定による設置の届出の受理

(ウ) 第20条第2項の規定による変更、休止又は廃止の届出の受理

(エ) 第22条の規定による指導及び助言

(オ) 第23条第1項の規定による勧告

(カ) 第23条第2項の規定による命令

(キ) 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査

(ク) 第27条第1項の規定による特別用途食品の立入検査及び収去

イ 健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第3条第1項の規定による国民健康・栄養調査員の任命

ウ 健康増進法施行細則(平成15年長野県規則第41号)の規定に基づく次の事項

(ア) 第3条の規定による届出の受理

(イ) 第4条の規定による台帳の作成

(ウ) 第6条の規定による報告の徴収

(様式第1号)(第2条関係)

特定給食施設設置届出書

年 月 日

長野県知事

殿

氏 名

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

設置者

住 所

〔法人にあっては、主
たる事務所の所在地〕

下記のとおり特定給食施設を設置したので届け出ます。

記

設 置 し た 特 定 給 食 施 設	名 称				
	所 在 地				
	種 類	病院 介護老人保健施設 介護老人福祉施設 学校 児童福祉施設 社会福祉施設 矯正施設 寄宿舎 事業所 一般給食センター その他()			
給食の開始(予定)日	年 月 日				
給 食 の 対 象 者					
給 食 の 運 営 方 式	直営 委託(全部一部)				
※ 委 託 先	氏 名 〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕				
	住 所 〔法人にあっては、主 たる事務所の所在地〕				
予 定 給 食 数	朝 食	昼 食	夕 食	その他の食	合 計
	食	食	食	食	食
管 理 栄 養 士 及 び 栄 養 士 の 数	特定給食施設	管理栄養士 人		栄養士 人	
	※ 委 託 先	管理栄養士 人		栄養士 人	

(備考) 1 設置した特定給食施設の種類欄及び給食の運営方式欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 ※印を付した欄は、給食の運営方式が委託である場合に限り記入すること。

(様式第2号)(第2条関係)

特定給食施設変更届出書

年 月 日

長野県知事 殿

氏 名

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

設置者

住 所

〔法人にあっては、主
たる事務所の所在地〕

特定給食施設について、下記のとおり変更が生じたので届け出ます。

記

変更が生じた 特定給食施設の名称		
	変更前	
変更が生じた事項	変更後	
変更が生じた理由		
変更が生じた日	年 月 日	

(様式第3号)(第2条関係)

特定給食施設事業廃止(休止)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

氏 名

〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

設置者

住 所

〔法人にあっては、主
たる事務所の所在地〕

下記のとおり特定給食施設事業を廃止(休止)したので届け出ます。

記

廃止(休止)した事業に 係る特定給食施設の名称	
廃止(休止)した日	年 月 日
廃止(休止)した理由	
※再開予定日	年 月 日

- (備考) 1 不要な文字は、抹消すること。
 2 ※印を付した欄は、休止届出書に限り記入すること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則をここに公布します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中康夫

長野県規則第42号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和33年長野県規則第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。第4条において「省令」という。）の規定に基づき、法の施行について必要な事項を定めるものとする。

（公聴会）

第2条 知事は、法第7条第4項（法第12条第5項及び第14条第3項において準用する場合を含む。）又は第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聽こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聞く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の公示は、公聴会の日の3週間前までに行うものとする。
- 3 第1項の通知を受けた公述人は、当該公聴会の日の1週間前までに当該公聴会において聽こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。ただし、法第28条第5項（法第29条第4項において準用する場合を含む。第5項において同じ。）の規定により知事に意見書を提出している場合は、この限りでない。
- 4 公聴会は、知事又はその指名する職員が議長として主宰する。
- 5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうちで聽こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させるものとする。ただし、その者が出席していないときは、議長は、その提出した第3項本文の意見書又は法第28条第5項の意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。
- 6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。
- 8 公述人及び前項の規定により発言を許された者の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 9 公述人及び第7項の規定により発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させることができる。
- 11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印するものとする。

（鳥獣の保護に支障がないと認められる行為）

第3条 法第29条第7項ただし書の規定による鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 知事が別に指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- (2) 単木採伐、木竹の本数において20パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- (3) 次に掲げる工作物の設置
 - ア 住宅及びこれに附属する工作物
 - イ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
 - ウ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - エ 自家用道の送水施設又は自家用発電の送電施設
 - オ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所
 - カ その高さが5メートル以内の展望台
 - キ その延長が500メートル以内の歩道
 - ク その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設
 - ケ その面積が15平方メートル以内の公衆便所
 - コ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮工作物
 - サ 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - シ その延長が500メートル以内の道路（軌道を含む。）の改修のための工作物
 - ス 自然木を利用した仮設軽索道
 - セ 既存工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの
- (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第1条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
 - ア 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置（前3号に掲げるもの及び法第29条第7項の規定による許可を受けて施行するものに限る。）を実行するために必要な行為
 - イ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為

- ウ 河川法（昭和39年法律第167号）による河川の管理又は砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域の管理として行う行為
- エ 測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量又は同法第5条に規定する公共測量を行うために必要な行為
- オ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為
- カ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送施設の管理に必要な行為
- キ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の3に定める機関をいう。クにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為
- ク 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に通知したものに限る。）
- ケ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の保安林の通常の管理行為又は同法第41条第3項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為
- コ 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為
- サ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為
- シ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

(申請書等の様式)

第4条 法又は省令の規定に基づき知事に提出する申請書等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 省令第7条第1項に規定する捕獲等又は採取等の許可申請書 様式第1号
- (2) 省令第7条第7項に規定する従事者証の交付申請書 様式第2号
- (3) 省令第7条第9項に規定する許可証又は従事者証の再交付の申請書 様式第3号
- (4) 省令第20条第1項に規定する飼養登録の申請書 様式第4号
- (5) 省令第20条第4項に規定する飼養登録票の再交付の申請書 様式第5号
- (6) 省令第21条に規定する登録個体等の譲受け等の届出書 様式第6号
- (7) 省令第39条第1項に規定する特別保護地区における行為の許可申請書 様式第7号
- (8) 省令第48条第1項に規定する狩猟免許申請書 様式第8号
- (9) 省令第48条第4項又は第65条第8項に規定する届出書 様式第9号
- (10) 省令第48条第5項又は第65条第9項に規定する狩猟免状又は狩猟者登録証等の再交付の申請書 様式第10号
- (11) 省令第58条第1項に規定する免許更新申請書 様式第11号
- (12) 法第56条に規定する狩猟者登録の申請書 様式第12号

2 法又は省令の規定に基づく申請等は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める申請書等により行うものとする。

- (1) 省令第7条第10項若しくは第11項又は第20条第5項の規定による住所又は氏名の変更の届出 住所（氏名）変更届出書（様式第9号）
- (2) 省令第7条第12項又は第13項の規定による許可証又は従事者証の亡失の届出 許可証等亡失届出書（様式第3号）
- (3) 法第19条第5項の規定による飼養登録の更新の申請 飼養登録更新申請書（様式第4号）
- (4) 省令第20条第6項の規定による飼養登録票の亡失の届出 飼養登録票亡失届出書（様式第5号）
- (5) 省令第50条又は第65条第10項の規定による狩猟免状又は狩猟者登録証等の亡失の届出 狩猟免状等亡失届出書（様式第10号）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(事務処理規則の一部改正)
- 2 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。
別表第2の5の(59)のウ中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和33年長野県規則第52号）」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年長野県規則第42号）」に改める。

(様式第1号)(第4条関係)

鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)許可申請書

年 月 日

長野県知事

殿

住 所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	(郵便番号 一) 電話
ふりがな 氏名 〔法人にあって は、名称及び 代表者の氏名〕	印
職 業	
生年月日	年 月 日

下記のとおり鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)を許可してください。

記

捕獲等をしようとする鳥獣 又は採取等をしようとする鳥獣 鳥類の卵の種類及び数量		
捕獲等又は採取等の目的		
捕獲等又は採取等の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
捕獲等又は採取等の区域 〔銃猟禁止区域又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号のイからチまでに掲げる区域にあってはその旨〕		
捕獲等又は採取等の方法		
銃器を使用する場合に あっては銃砲所持許可に係る 許可証の番号及び交付年月日	許可証の番号 交付年月日	号 年 月 日
捕獲等又は採取等をした後の処置		
(学術研究を目的とする場合) ※ 研究の事項及び方法		
〔鳥獣による生活環境等に係る〕 〔被害の防止を目的とする場合〕 ※ 被害の状況		

<p>〔愛がんのための飼養を目的とする場合〕</p> <p>※ 鳥獣の種類及び数量</p>	<p>申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量</p> <p>申請日以前5年の間に飼養を目的として捕獲等若しくは採取等の許可を受けたことがあるとき又は飼養登録を受けたことがあるときは当該許可等に係る鳥獣の種類及び数量</p>
---	--

- (備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 法人にあっては、職業及び生年月日の記載を要しない。
- 3 捕獲等又は採取等を依頼された者が申請する場合においては、※印を付した欄の記載を省略することができる。

- (添付書類) 1 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 2 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面
- 3 捕獲等又は採取等を依頼された者が申請する場合にあっては、付表(鳥獣の捕獲等(鳥類の卵の採取等)依頼書)

(付表)

鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）依頼書

年 月 日

住 所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	(郵便番号 -) 電話
ふりがな 氏名 〔法人にあって は、名称及び 代表者の氏名〕	
職 業	
生年月日	年 月 日

下記のとおり鳥獣の捕獲等（鳥類の卵の採取等）を依頼します。

記

被 依 頼 者	住 所
	氏 名
	職 業
	生年月日 年 月 日
捕獲等を依頼しようとする鳥獣 又は採取等を依頼しようとする 鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の区域 〔銃猟禁止区域又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化 に関する法律施行規則第7条第1項第7号の イからチまでに掲げる区域にあってはその旨〕	
捕獲等又は採取等を依頼する期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等又は採取等を依頼する目的	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
(学術研究を目的とする場合) 研 究 の 事 項 及 び 方 法	
〔鳥獣による生活環境等に係る〕 〔被害の防止を目的とする場合〕 被 害 の 状 況	
〔愛がんのための飼養を〕 〔目的とする場合〕 鳥 獣 の 種 類 及 び 数 量	依頼者の属する世帯に おいて現に飼養している 鳥獣の種類及び数量
	依頼日以前5年の間に飼養 登録を受けたことが あるときは当該登録に 係る鳥獣の種類及び数量

(備考) 1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）を自署する場合においては、押印
を省略することができる。

2 法人にあっては、職業及び生年月日の記載を要しない。

(様式第2号)(第4条関係)

長野県知事

従事者証交付申請書

殿

年 月 日

申請者の主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 電話
申請者の名称及び代表者の氏名	印
捕獲等又は採取等に係る許可証の番号	号

下記のとおり従事者証を交付してください。

記

従事者の住所	
従事者の氏名	
従事者の職業	
従事者の生年月日	年 月 日

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

- 2 従事者が複数いる場合は、従事者のうち1名について記載し、他の従事者については、上記と同様の内容を記載した名簿を添付すること。

(様式第2号)(第4条関係)

従事者証交付申請書

年月日

長野県知事 殿

申請者の主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 電話
申請者の名称及び 代表者の氏名	印
捕獲等又は採取等に 係る許可証の番号	号

下記のとおり従事者証を交付してください。

記

従事者の住所	従事者の氏名	従事者の職業	従事者の生年月日
			年月日

(備考) 1 代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 従事者の人数によりこの様式により難い場合は、この様式に準じて作成することができる。

(様式第3号)(第4条関係)

許可証等亡失届出書
許可証等再交付申請書

年　月　日

長野県知事 殿

住所	(郵便番号　—　—)
法人にあって は、主たる事務所の所在地	
氏名	
法人にあって は、名称及び 代表者の氏名	
職業	
生年月日	年　月　日

亡失届

下記のとおり許可証等を亡失しました。

再交付申請

下記のとおり許可証等を亡失(滅失)しましたので再交付してください。

種類	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 従事者証
番号	号
亡失し、又は 滅失した事情	

(備考) 1 亡失届にあっては、押印を要しない。

- 2 再交付申請にあっては、氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。
- 4 法人にあっては、職業及び生年月日の記載を要しない。

(様式第4号)(第4条関係)

飼養登録(更新)申請書

年 月 日

長野県知事 殿

下記のとおり飼養の登録(の更新)をしてください。

住 所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 一) 電話		
氏 名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕			
法第9条第1項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係る許可証の番号	号		
飼養の登録(の更新)をしようとする鳥獣	種類	羽数又は頭数	
		雄	雌
		羽 頭	羽 頭

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

- 2 不要な文字は抹消すること。
- 3 登録の更新の場合にあっては、飼養登録票を添付すること

(様式第5号)(第4条関係)

飼養登録票亡失届出書

飼養登録票再交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	(郵便番号 ー)
氏名 〔法人にあって は、名称及び 代表者の氏名〕	(印)

亡失届

下記のとおり飼養登録票を亡失しました。

再交付申請

下記のとおり飼養登録票を亡失(滅失)しましたので再交付してください。

番号	号
亡失し、又は 滅失した事情	

(備考) 1 亡失届にあっては、押印を要しない。

2 再交付申請にあっては、氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署
する場合においては、押印を省略することができる。

3 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。

(様式第6号)(第4条関係)

飼養登録鳥獣の譲受け(引受け)届出書

年 月 日

長野県知事 殿

下記のとおり飼養登録鳥獣の譲受け(引受け)をしました。

住 所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	(郵便番号 -)
氏 名 〔法人にあって は、名称及び 代表者の氏名〕	印
飼 養 登 錄 票 の 番 号	号
譲受け又は引受けを し た 年 月 日	年 月 日
届出者に譲渡し又は 引渡しをした者の住所 〔法人にあっては、主た る事務所の所在地〕	(郵便番号 -)
届出者に譲渡し又は 引渡しをした者の氏名 〔法人にあっては、名称 及び代表者の氏名〕	

(備考) 1 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印
を省略することができる。

2 不要な文字は抹消すること。

(様式第7号)(第4条関係)

特別保護地区における行為許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては名称)
及び代表者の氏名

印

下記のとおり特別保護地区における行為を許可してください。

記

1 特別保護地区の名称

2 行為の種類

3 行為の目的

4 行為の場所

5 行為の場所及びその付近の状況
(木竹の伐採の場合にあっては、木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。)

6 行為の施行方法

7 行為の着手及び完了の予定日

(備考) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類) 1 行為の場所を明らかにした5万分の1以上の地形図

2 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料

3 行為の施行方法を明らかにした図面

(様式第8号)(第4条関係)

(表面)

整理番号

狩 猎 免 許 申 請 書		年 月 日	長野県収入証紙欄			
長野県知事 殿						
住 所	(郵便番号 一) 電話					
ふりがな 氏 名						
生年月日	年 月 日					
下記のとおり狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により申請します。 記 (1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可						
網・わな 猟免許	1 網 2 わな					
第一種 銃猟免許	3 ライフル銃	銃砲所持許可証の番号		号		
		交付年月日		年 月 日		
第二種 銃猟免許	4 散 弹 銃	銃砲所持許可証の番号		号		
		交付年月日		年 月 日		
免 許 の 種 類	狩猟免状の番号	試験の 結 果	適 性 試 験		技 能	知 識
			視 力	聴 力		
網・わな 猟免許	号					
第一種 銃猟免許	号					
第二種 銃猟免許	号					

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日並びに同一登録年度において受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は更新申請書を提出していることの有無

他の免許	免許	都道府県知事名	知事	狩猟免状の番号	号	交付年月日	年月日	申請書提出の有無

他の免許	免許	都道府県知事名	知事	狩猟免状の番号	号	交付年月日	年月日	申請書提出の有無

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日及び処分の内容を記載すること。)

罰金以上の刑に処せられたことの有無	
年月日	処 分 の 内 容

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)

免許を取り消されたことの有無	
年月日	免 許 の 種 類
	免許を取り消した都道府県知事名 知事

(備考) 1 文字は、かい書で明りょうに記載すること。

2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

3 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を○で囲むこと。

4 (1)の銃砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(1)の表に掲げる銃器の種類ごとに主として使用する銃器1丁について記載すること。

5 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

(添付書類) 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書(申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合に限る。)

2 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判(縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル)の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの1枚

(様式第9号)(第4条関係)

住 所 (氏 名) 変 更 届 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

住 所 〔法人にあって は、主たる事 務所の所在地〕	(郵便番号 一)
氏 名 〔法人にあって は、名称及び 代表者の氏名〕	
職 業	
生 年 月 日	年 月 日

下記のとおり住所(氏名)を変更しました。

種 類	<input type="checkbox"/> 狩猟免状(網・わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟) <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 許 可 証 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 飼養登録票
番 号	号
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 し た 事 項	新 ----- 旧
変 更 年 月 日	年 月 日

(備考) 1 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。

2 職業欄は、狩猟者登録証に係る変更の届出を行う場合に限り記入すること。

(様式第10号) (第4条関係)

狩獵免狀等亡失届出書
狩獵免狀等再交付申請書

年 月 日

長野県知事 殿

住所	(郵便番号　一　　)	長野県収入証紙欄
ふりがな 氏名		
職業		
生年月日	年　月　日	

亡失届

下記のとおり狩猟免状等を亡失しました。

□再交付申請

下記のとおり狩猟免状等を亡失（滅失、汚損、破損）しましたので再交付してください

種類	<input type="checkbox"/> 狩猟免状(網・わな猟、第一種銃弾、第二種銃弾) <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章
狩猟免状又は 狩猟者登録証の番号	号
交付年月日	年 月 日
亡失し、滅失し、 汚損し、又は破損 した事情	

- (備考) 1 亡失届にあっては、押印を要しない。

2 再交付申請にあっては、氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

3 不要な文字は抹消し、該当項目の□にレ印を付すこと。

4 職業欄は、狩猟者登録証又は狩猟者記章に係る再交付の申請を行う場合に限り記入すること。

(様式第11号)(第4条関係)

(表面)

整理番号					
<p style="text-align: center;">狩猟免許更新申請書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長野県知事 殿</p>					
住所	(郵便番号 一) 電話				
ふりがな 氏名	㊞				
生年月日	年 月 日				
下記のとおり狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。					
記					
(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用する猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可					
網・わな 猟免許	1 網 2 わな				
第一種 銃猟免許	3 ライフル銃	銃砲所持許可証の番号		号	
		交付年月日		年 月 日	
第二種 銃猟免許	4 散弾銃	銃砲所持許可証の番号		号	
		交付年月日		年 月 日	
免許の種類	狩猟免状の番号	講習会	適性検査の結果		
			視力	聴力	運動能力
網・わな 猟免許	号				
第一種 銃猟免許	号				
第二種 銃猟免許	号				

長野県収入証紙欄

(表 面)

(2) 更新を受けようとする狩猟免許			
免許の種類	狩猟免許を与えた 都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日
網・わな 獵免許	知事	号	年月日
第一種 銃猟免許	知事	号	年月日
第二種 銃猟免許	知事	号	年月日
(3) 同一登録年度において更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟 免許に係る免許申請書又は更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の 種類			
免許の種類			

- (備考) 1 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を○で囲むこと。
- 4 (1)の銃砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(1)の表に掲げる銃器の
種類ごとに主として使用する銃器1丁について記載すること。
- 5 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

- (添付書類) 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号
までに該当するかどうかについての医師の診断書（申請者が銃砲刀剣
類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けてい
ない場合に限る。）
- 2 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ
判（縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル）の
写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(様式第12号)(第4条関係)

(表面)

※整理番号

※登録番号

※狩猟免許

※損害の賠償

※放鳥獣猟区の区域の登録の有無

狩猟者登録申請書

年月日

長野県知事 殿

写真

住所

ふりがな
氏名

印

生年月日

年月日

電話番号

下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により申請します。

記

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用しようとする猟具の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに狩猟免状の番号及び交付年月日

長野県収入証紙

網・わな
猟免許1 網
2 わな狩猟免許を与えた都
道府県知事名

知事

第一種
銃猟免許3 ライフル銃
4 散弾銃

狩猟免状の番号

号

第二種
銃猟免許5 空気銃
(圧縮ガスを使用するものを含む。)

交付年月日

年月日

(2) 狩猟をする場所

1 長野県の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

(3) 免許の効力の停止の有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無

停止の期間

年月日から 年月日まで

(4) 銃砲所持許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)

第一種 銃猟免許	ライフル銃 散弾銃	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日	
第二種 銃猟免許	空氣銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証の番号	号	交付年月日	

(裏面)

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済者期間
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間
資産保有				
(6) 職業				
職業の分類	1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職			

- (備考) 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
 2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
 4 (1)は狩猟免許の種類及び該当番号を、(2)は該当番号を○で囲むこと。
 5 (4)の銃砲所持許可証の番号及び交付年月日は、(4)の表に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃器1丁について記載すること。
 6 (6)は、職業を具体的に記載し、職業の分類の該当番号を○で囲むこと。
 7 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

- (添付書類) 1 (5)に記載した事項を証する書面
 2 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判(縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートル)の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成15年6月30日

長野県議会議長 小林 実

長野県議会規則第2号

長野県議会傍聴規則の一部を改正する規則

長野県議会傍聴規則（昭和43年長野県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

様式の別記中

「2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。」

（傍聴人の遵守事項）

第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。」

「（傍聴人の遵守事項）

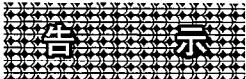
第11条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の各号に掲げるに事項を遵守しなければならない。」

改める。

附 則

この規則は、平成15年7月3日から施行する。

総務課



長野県告示第339号

職場適応訓練委託要綱（昭和38年長野県告示第502号）の一部を次のように改正します。

平成15年6月30日

長野県知事 田中 康夫

第10条第2項中「2万4,100円」を「2万4,000円」に、「2万5,100円」を「2万5,000円」に改め、同第10条第4項中「2万5,100円」を「2万5,000円」に改める。

附 則

この告示の日前に行った職場適応訓練に係る職場適応訓練費の支給については、なお従前の例による。

産業活性化・雇用創出推進局

長野県告示第340号

信州林業担い手グローリングアップ事業補助金交付要綱を次のとおり定めます。

平成15年6月30日

長野県知事 田中 康夫

信州林業担い手グローリングアップ事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1 この要綱は、意欲を持って森林整備に新規参入した建設業者及び建設業に従事していた者を雇い入れた林業事業体が、現場における知識及び技能を習得することを目的に実施する職場内研修に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（経費及び補助額）

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

経 費	補 助 額
森林整備に新規参入した建設業者が、森林整備業務を通じて実施する職場内研修に要する経費	知事が定める額
建設業に従事していた者を雇い入れた林業事業体が、森林整備業務を通じて実施する職場内研修に要する経費	

（交付の条件）

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (3) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

（補助金交付申請書）

第4 規則第3条に規定する申請書は、信州林業担い手グローリングアップ事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、別に定める。

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

（交付申請取下書）

第5 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、信州林業担い手グローリングアップ事業交付申請取下書を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

（実績報告書）

第6 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、信州林業担い手グローリングアップ事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、別に定める。

3 前2項の書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金交付の請求）

第7 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、信州林業担い手グローリングアップ事業補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

（申請書の様式）

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

（書類の提出部数及び経由）

第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地方事務所（市にあっては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあっては佐久地方事務所、岡谷市及び茅野市にあっては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあっては上伊那地方事務所、塩尻市にあっては松本地方事務所、須坂市及び更埴市にあっては長野地方事務所、飯山市にあっては北信地方事務所）の長を経由するものとする。

林業振興課